

公益社団法人沖縄県地域振興協会  
役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県地域振興協会(以下、「協会」という。)倫理規定第6条第3項に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、協会の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに協会以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事することとなる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、協会と役員利益が相反する可能性がある場合に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として別表に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由により当該行為を行う場合は、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

4 理事である事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを専務理事(事務局長が専務理事である場合には、会長)に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、前条の規定に基づく申告事項について、毎年2月までに申告するものとする。但し、理事会の開催日までに新たに当該事項が発生した場合は、その日までに別途申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、地域振興部長とともに申告内容の確認を行い、申告を行ったものが理事である場合には専務理事(但し、申告を行った者が専務理事の場合にあつてはそれ以外の理事)とそれぞれ協議の上、必要な場合は、当該申告を行った者に対して、協会との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を、速やかに求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に該当する場合は、申告を受けた会長又は専務理事は、地域振興部長と連携して申告内容の確認を行った上、必要な場合は、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年2月22日から施行する。

別表

1	助成事業者又はこれらの団体になり得る団体等（以下「助成事業者等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就任すること。但し、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。
2	助成事業者等若しくはその役員及び職員又はこれに準ずるもの（以下「助成事業者等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（餞別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。但し、助成事業者等又は助成事業者等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品又は不動産を購入した場合、若しくは貸与を受けた場合、又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
3	助成事業者等又は助成事業者等役職員から金銭の貸付（業として行われる金銭の貸付は、無利子のもの又は利子利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
4	助成事業者等又は助成事業者等役職員から未公開株式を譲り受けること。
5	助成事業者等又は助成事業者等役職員から供応接待を受けること。
6	助成事業者等又は助成事業者等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。
7	助成事業者等又は助成事業者等役職員と共に旅行（業務のための旅行を除く。）をすること。
8	助成事業者等又は助成事業者等役職員をして、第三者に対して第2項から第7項に掲げる行為をさせること。